

計画の評価

評価の視点

- 歯科疾患の予防の強化
- 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持向上
- 歯科口腔保健を推進するために必要な環境の整備



3つの視点による
各目標項目の位置づけ



	ライフステージに応じた取組			支援強化が必要な取組		
	乳幼児・学齢期	成人期	高齢期	障害者(児)への支援	児童虐待への 歯科からの支援	災害時における対応
歯科疾患 予防の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳児でむし歯のない人の割合の増加 ○12歳児(中1)でむし歯のない人の割合の増加 ○12歳児(中1)の一人平均むし歯数の減少 ○12歳児(中1)で一人平均むし歯数が1.0未満の圏域の増加 ○中学3年生時点、高校3年生時点における歯肉の有所見者の割合の減少 ○スポーツ飲料や乳酸菌飲料、ジュース等をよく飲む人の割合の減少 ○フッ化物配合歯磨剤を利用する人の割合の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○20歳代で歯ぐきから血が出る人の割合の減少 ○定期的に歯科健診を受ける人の割合の増加 ○時々歯石を取ってもらっている人の割合の増加 ○デンタルフロスや歯間ブラシを使用している人の割合の増加 		<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校中学部1年生の一人平均むし歯数の減少 ○特別支援学校中学部1年生でむし歯のない人の割合の増加 ○特別支援学校中学部3年生の歯肉の有所見者の割合の減少 ○かかりつけ歯科医を持っている人の割合の増加 		
生活の質の 向上に向けた 口腔機能の 維持向上		<ul style="list-style-type: none"> ○60歳で24本以上の歯がある人の割合の増加 ○60歳代で何でも噛(か)んで食べることができる人の割合の増加 ○よく噛(か)んで味わって食べる等食(け)べ方(かた)に関心のある人の割合の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○80歳で20本以上の歯がある人の割合の増加 ○70歳代で何でも噛(か)んで食べることができる人の割合の増加 ○介護予防における取組として口腔機能向上を知っている人の割合の増加 			○被災者への対応が行える体制づくり
歯科保健を 推進するために 必要な 社会環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○フッ化物洗口実施施設数の増加 ○フッ化物洗口に取り組みする市町の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦に対する歯周病対策をする市町の増加 ○乳幼児歯科健診時の保護者健診を実施する市町の増加 ○糖尿病治療における医科歯科連携を行う医療機関の割合の増加 ○特定健診・特定保健指導時に歯周病に関する情報提供を実施する市町の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○口腔衛生管理体制加算を算定する施設の割合の増加 ○訪問歯科診療実施歯科医療機関の割合の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者通所事業所における定期的な歯科健診実施率の増加 ○障害者入所施設における定期的な歯科健診実施率の増加 ○地域の病院歯科において、障害者(児)の歯科治療を行う病院の確保 ○口腔衛生センター患者の地域の歯科診療所への紹介数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待の疑いを発見した際の対応について理解する歯科医療関係者の増加 ○要保護児童対策地域協議会に歯科医師を構成員とする市町の増加 	

滋賀県歯科保健計画 - 歯つらつしが21(第5次) -

本計画は、「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」を基本理念とした、全ての県民が心身ともに健やかで、歯つらつと、心豊かな生活ができる社会を実現するための、総合的な歯科保健医療対策の推進計画です。

実施期間 平成30年度(2018年度)～平成35年度(2023年度)

基本的な方針 第4次計画から引き続き、以下の4つの基本方針をもとにライフステージごとの取組と支援強化が必要な取組の枠組みにわけて、施策を展開します。

- 1
- 2
- 3
- 4

① 歯科疾患の 予防の推進	② 乳幼児期から 高齢期における それぞれの 特性に応じた 効果的な施策の推進	③ 関係機関の 連携による 取組の推進	④ 個人の取組と 社会全体の 取組の推進
歯科疾患は、予防が可能な疾患であるため、原因や予防方法についての知識の普及などの取組を推進します。	適切な時期に、適切な対象を絞ったうえで、生涯を通じた切れ目ない歯科保健医療対策を推進します。	歯科口腔保健に関わる関係者によって構成される関係機関が同じ目的をもって、連携しながら、効果的にそれぞれの取組を推進します。	個人が取り組む歯科疾患の予防や重症化予防の推進とともに、施設等集団で行う取組の推進や、人材育成、医療体制の整備など、社会全体としての取組を推進します。

ライフステージに応じた取組

支援強化が必要な取組

- 新たな視点**
- ① 歯科口腔保健と健康寿命延伸との関連
 - ② 健康格差対策
 - ③ 地域包括ケア
 - ④ 誤嚥性肺炎予防

本計画の位置づけは、

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく、県の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」です。
- 滋賀県歯および口腔の健康づくりの推進に関する条例に基づく「歯および口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」です。



ライフステージに応じた取組

	乳幼児・学齢期	成人期	高齢期
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> 市町や二次保健医療圏域による健康格差が存在 乳酸菌飲料をよく飲む3歳児(よく与える保護者)が増加 多数のむし歯を持つ児が存在 歯肉の有所見者の割合の改善が不十分 小学校および中学校でのフッ化物洗口の普及が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> 60歳で24本以上の歯がある人の割合が全国よりも低い 口腔機能に対する主観的な評価が低い 疾患に応じて必要な、多職種との連携推進 歯科口腔保健分野からの禁煙支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 8020達成者の割合が全国よりも低い 在宅療養支援における多職種連携の推進 訪問歯科診療の普及が不十分 高齢者の増加に伴う在宅歯科医療の提供体制の整備 入院中から在宅療養まで、切れ目ない口腔の健康管理
具体策	<ul style="list-style-type: none"> 歯科口腔保健に対する意識向上のための啓発 かかりつけ歯科医を持つことの推進 乳幼児健診の場における食生活指導 フッ化物応用の推進 歯科口腔保健データの分析と情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科口腔保健に対する意識向上のための啓発 講演会、研修会等を活用した歯周病対策 保険者努力支援制度の活用の推進 歯科受診機会を活用した禁煙支援 事例検討会等を活用した多職種連携の推進 妊産婦歯科健診や歯科保健指導の機会の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 口腔機能の維持・向上に関する啓発 介護保険等の高齢者施設での取組の推進 スクリーニングに用いる簡易なアセスメント方法の活用 事例検討や研修会等を活用した多職種連携の推進 復職支援研修会による関係者の人材養成・確保



心身ともに健やかで、
歯つらつと、
心豊かな生活が
できる社会



支援強化が必要な取組

	障害者(児)への支援	児童虐待への支援	災害時における対応
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ歯科医を持っている人の割合の改善が不十分 特別支援学校の中学1年生時の一人平均むし歯の改善が不十分 入所施設と通所事業の間の歯科健診実施率に差が存在 口腔衛生センターの受診待ち状況 地域における歯科医療の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会に歯科医師を構成員とする市町の増加 歯科専門職の児童虐待に対する理解を深める必要 歯科専門職を対象とした研修会開催の機会が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体間の連携の確立 大規模災害発生時の体制に関する県との情報共有 歯科口腔保健に関する啓発媒体の共有
具体策	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ歯科医を持つことの推進 保護者、施設、事業所など関係者に対する、予防の推進と啓発 歯科健診・歯科保健指導の機会の確保 歯科医療機関の連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者の研修機会の確保 要保護児童対策地域協議会への歯科医師の参加推進 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の口腔ケアの必要性の啓発 過去の震災経験を踏まえた、体制整備のための研修会の開催